

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定申請について

《セーフティネット保証制度》

	条 件	提出書類
5号 (イ) 売上高の減少関連	1. 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っている中小企業者であること。 2. 最近3か月間（※）の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。	◆申請書1部 ◆売上高等計算表（明細）1部 ◆法人（個人）の实在確認資料 ◇法人の場合次のいずれかの資料 ○法人謄本（履歴事項全部証明書）（コピー可）1部 ○上記に代替する資料等（下記のうち2種以上） ・賃貸契約書など事業活動上不可欠な支出に係る証明 ・出店証明や営業許認可書 ・申請書に実印を押している場合、印鑑証明に記載の住所 ◇個人の場合次のいずれかの資料 ○直近の確定申告書の写し1部 ○上記に代替する資料等（開業届、許認可証等）
5号 (ロ) 原材料に占める原油価格の高騰関連	1. 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っている中小企業者であること。 2. 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。	◆最近3か月間及び前年同期の売上高等を確認できる資料（決算書、売上台帳、試算表等） ◆委任状（金融機関等が提出する場合）

※「最近3か月間」は、売上高の確定している最新月から起算した連続する3か月間で、申請月はそのぞきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な運用緩和として、2月以降で直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近1か月の売上高等の減少と、その後2か月間の売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも申請可能です。

申請の受付および問い合わせについて

セーフティネット保証にともなう特定中小企業者認定の受付窓口は、事業所の所在地を管轄する市町村です。個人の場合は事業所の所在地であり、単なる住所ではありませんのでご注意ください。

また、認定申請の受付は市町村で行いますが、実際の融資や保証、それに関わる審査は各金融機関や信用保証協会が行います。制度全体については、北海道経済産業局または北海道信用保証協会にお問い合わせください。

●北海道経済産業局 中小企業課 TEL 011-709-2311

●北海道信用保証協会 苫小牧支店 TEL 0144-33-1751